

収 支 予 算 書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位=千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
(1)基本財産運用収入	1	1	0	
①基本財産運用収入	1	1	0	
基本財産運用収入	1	1	0	
(2)事業収入	1,390,696	1,445,440	△54,744	
①不動産賃貸収入	1,390,696	1,445,440	△54,744	
(3)負担金収入	19,981	20,051	△70	
①建物保守負担金収入	19,600	19,600	0	
②Wi-Fi事業負担金収入	381	381	0	
③人件費負担金収入	0	70	△70	
(4)業務受託料収入	9,000	11,020	△2,020	
①業務受託料収入	9,000	11,020	△2,020	
(5)雑収入	1,730	1,730	0	
①受取利息収入	650	650	0	
②雑収入	1,080	1,080	0	
事業活動収入計	1,421,408	1,478,242	△56,834	
2 事業活動支出				
(1)事業費支出	1,029,851	981,918	47,933	
①都市整備再開発事業費支出	4,050	2,250	1,800	
②都市緑化環境保全事業費支出	3,517	4,297	△780	
(③住宅関連事業費支出)	0	290	△290	
④都市活性化地域振興事業費支出	15,246	24,564	△9,318	
⑤調査研究啓発事業費支出	4,500	12,550	△8,050	
⑥不動産賃貸管理事業費支出	1,002,538	937,967	64,571	
(2)管理費支出	100,905	117,409	△16,504	
①事務管理費支出	100,905	117,409	△16,504	
事業活動支出計	1,130,756	1,099,327	31,429	
事業活動収支差額	290,652	378,915	△ 88,263	

(単位=千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
(1) 敷金・保証金戻り収入	6,993	4,712	2,281	
① 敷金・保証金戻り収入	6,993	4,712	2,281	
(2) 特定資産取崩収入	51,429	87,657	△ 36,228	
① 退職給付引当資産取崩収入	11,429	13,657	△ 2,228	
② 減価償却引当資産取崩収入	40,000	74,000	△ 34,000	
(3) 敷金・保証金収入	19,000	15,000	4,000	
① 敷金・保証金収入	19,000	15,000	4,000	
(4) 固定資産取得収入	19,400	0	19,400	
① 不動産取得建設事業費収入	19,400	0	19,400	
投資活動収入計	96,822	107,369	△ 10,547	
2 投資活動支出				
(1) 特定資産取得支出	1,165	1,521	△356	
① 退職給付引当資産取得支出	1,165	1,521	△356	
(2) 固定資産取得支出	226,709	182,500	44,209	
① 不動産取得建設事業費支出	226,609	182,500	44,109	
② 器具備品費支出	100	0	100	
(3) 敷金・保証金返済支出	11,600	7,263	4,337	
① 敷金・保証金返済支出	11,600	7,263	4,337	
投資活動支出計	239,474	191,284	48,190	
投資活動収支差額	△142,652	△83,915	△58,737	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
(1) 借入金返済支出	290,000	290,000	0	
① 借入金返済支出	290,000	290,000	0	
財務活動支出計	290,000	290,000	0	
財務活動収支差額	△290,000	△290,000	0	

(単位=千円)

科	目	予 算 額	予 算 額	増 減	備 考
IV	予 備 費 支 出	5,000	5,000	0	
	当 期 収 支 差 額	△147,000	10,000	△137,000	
	前 期 繰 越 収 支 差 額	147,000	△10,000	137,000	
	次 期 繰 越 収 支 差 額	0	0	0	

注1 収支予算書は平成18年度から「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日)公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に示された3区分の様式により作成している。

注2 収支予算書は「特例民法法人が新制度移行前に平成20年基準を採用する場合の指導監督等について(通知)」(平成21年3月27日 内閣府大臣官房公益法人行政担当室参事官)に基づく東京都の指導並びに、定款の規定を参酌し、従前の資金収支ベースの収支予算書を作成している。